

新旧対照表（第1条関係）

新

旧

ふぐ取扱い条例施行規則(抜粋)

ふぐ取扱い条例施行規則(抜粋)

本則

本則

(書類の提出)

第2条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、正副2通(第10条のふぐ処理師試験受験願書にあっては、正本1通)を提出者の住所地又は営業をする場所の所在地を管轄する保健所長(当該住所地又は所在地が高知市である場合にあつては、高知市長)を経由して提出しなければならない。

(書類の提出)

第2条 条例及びこの規則の規定によって知事に提出する書類は、正副2通(第10条のふぐ処理師試験受験願書にあっては1通)とし、その住所地又は営業する場所の所在地を管轄する保健所長(当該住所地又は所在地が高知市である場合にあつては、高知市長)を経由しなければならない。

(免許の申請)

第3条 条例第3条の規定によるふぐ処理師の免許を受けようとする者は、別記第1号様式によるふぐ処理師免許申請書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(免許の申請)

第3条 条例第3条の規定によるふぐ処理師の免許を受けようとする者は、別記第1号様式によるふぐ処理師免許申請書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 第12条のふぐ処理師試験合格証書の写し又は他の都道府県においてふぐの処理に関する免許を受けたことを証する書類

(1) 第12条の規定による合格証書の写し又は他の都道府県においてふぐ処理に関する免許を受けたことを証する書類

(2) 条例第5条第1号に掲げる者に該当することの有無を記載した医師の診断書

(2) 条例第5条第1号から第3号までに該当することの有無を記載した医師の診断書

(3) 略

(3) 略

(免許証の様式)

第4条 条例第4条第1項の_____ふぐ処理師免許証(以下「免許証」という。)は、別記第2号様式によるものとする。

(免許証の様式)

第4条 条例第4条第1項の規定によるふぐ処理師免許証(以下「免許証」という。)は、別記第2号様式のとおりとする。

(免許証の再交付の申請)

第5条 免許証の交付を受けた者は、免許証を損傷し、又は亡失したときは、条例第4条第2項の規定に基づき、別記第3号様式によるふぐ処理師免許証再交付申請書により、直ちに知事に免許証の再交付を申請しな

(免許証の再交付の申請)

第5条 ふぐ処理師は、免許証を損傷し、又は亡失したときは、別記第3号様式によるふぐ処理師免許証再交付申請書により、直ちに知事に申請しなければならない。この場合において、免許証が損傷したときにおけ

なければならない。ただし、免許証を損傷した場合にあっては、その損傷した免許証を添えなければならない。

(免許証の書換え交付の申請)

第6条 免許証の交付を受けた者は、本籍地の都道府県又は氏名を変更したときは、条例第4条第2項の規定に基づき、別記第4号様式によるふぐ処理師免許証書換え交付申請書に免許証及び戸籍抄本を添えて、当該事項を変更した日から30日以内に知事に免許証の書換え交付を申請しなければならない。

(免許証の交付手続)

第6条の2 知事は、住所地又は営業をする場所の所在地が高知市である者に免許証の交付(再交付及び書換え交付を含む。)をするときは、高知市長を経由するものとする。

(免許証の返還等)

第7条 ふぐ処理師は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに免許証を知事に返還しなければならない。

(1) 条例第6条第1項から第3項までの規定により免許の取消し処分を受けたとき。

(2) 免許証の再交付を受けた後に亡失した免許証を発見したとき。

2 ふぐ処理師が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)第87条の規定による届出義務者は、当該ふぐ処理師が死亡し、又は失踪の宣告を受けた日から30日以内に免許証及び死亡し、又は失踪の宣告を受けたことが記載された戸籍抄本を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

(受験の手続)

第10条 試験を受けようとする者は、別記第5号様式によるふぐ処理師試験受験願書に写真(申込み前3月以内に、無帽で正面向きの上半身が無背景で撮影した名刺型のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)1枚を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 削除

る申請には、その損傷した免許証を添付しなければならない。

(免許証の書換え交付の申請)

第6条 ふぐ処理師は、本籍地の都道府県又は氏名を変更したときは、別記第4号様式によるふぐ処理師免許証書換え交付申請書に免許証及び戸籍抄本を添付して当該事項を変更した日から30日以内に知事に申請しなければならない。

(免許証の交付)

第6条の2 知事は、住所地又は所在地が高知市である者に免許証の交付(再交付及び書換え交付を含む。)をするときは、高知市長を経由するものとする。

(免許証の返還等)

第7条 ふぐ処理師は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに免許証を知事に返還しなければならない。

(1) 条例第6条の規定により免許の取消し処分を受けたとき。

(2) 免許証の再交付を受けた後に失った免許証を発見したとき。

2 ふぐ処理師が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)第87条の規定による届出義務者は、死亡し、又は失そうの宣告を受けた日から30日以内に免許証を添えてその旨を知事に届け出なければならない。

(受験の手続)

第10条 試験を受けようとする者は、別記第5号様式によるふぐ処理師試験受験願書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 2年以上ふぐ処理に関する知識及び技能を習得した旨の、直接指

(2) 削除

(不正行為に対する処分)

第 11 条 試験を受けようとする者又は試験に合格した者が、当該試験に関して不正を行ったときは、その受験を停止し、又はその合格を無効とする。

(合格証書の交付)

第 12 条 知事は、試験に合格した者に対し、別記第 6 号様式によるふぐ処理師試験合格証書を交付するものとする。

(身分を示す証票)

第 13 条 条例第 14 条第 2 項の身分を示す証票は、別記第 7 号様式によるものとする。

(異動の報告等の手続)

第 14 条 条例第 15 条第 2 項の規定によるふぐ処理師の異動の報告（同条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定によるふぐ処理師の免許を受けた営業者の営業をする場所の変更の報告を含む。）は、別記第 8 号様式によるふぐ処理師異動等報告書を当該異動又は変更のあった日から 20 日以内に知事に提出してしなければならない

様式は別紙参照

導したふぐ処理師の証明書

(2) 写真(3月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽及び上半身像のもの)

(不正行為に対する処分)

第 11 条 試験を受けようとする者又は当該試験に合格した者が、試験に関して不正を行ったときは、その受験を停止し、又はその合格を無効とする。

(合格証書の交付)

第 12 条 知事は、試験に合格した者に対し、別記第 6 号様式による合格証書を交付するものとする。

(検査員の証票)

第 13 条 条例第 14 条第 2 項の身分を示す証票は、別記第 7 号様式のとおりとする。

(異動の報告)

第 14 条 条例第 15 条第 2 項の規定によるふぐ処理師の異動の報告は、別記第 8 号様式によるものとし、当該異動のあった日から 20 日以内に知事に提出しなければならない。

様式は別紙参照

新旧対照表(第1条関係)

(新)

別記
第1号様式(第3条関係)

高知県収入証紙貼り付け箇所

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
電話番号

ふぐ処理師免許申請書

ふぐ取扱い条例第3条の規定によりふぐ処理師の免許を受けたいので、ふぐ取扱い条例施行規則第3条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

本籍地	
現住所	
氏名	
生年月日	
営業所又は就業所の場所及び屋号	

注 次に掲げる書類を添えてください。

- ふぐ取扱い条例施行規則第12条のふぐ処理師試験合格証書の写し又は他の都道府県においてふぐの処理に関する免許を受けたことを証する書類
- ふぐ取扱い条例第5条第1号に掲げる者に該当することの有無を記載した医師の診断書
- 戸籍抄本

(旧)

別記
第1号様式(第3条関係)

高知県収入証紙
はり付け箇所

年 月 日

高知県知事 様

申請者 氏名

ふぐ処理師免許申請書

ふぐ取扱い条例第3条の規定によりふぐ処理師の免許を受けたいので、ふぐ取扱い条例施行規則第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

本 籍 地	
現 住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
営業所又は就業所の場所及び屋号	

第2号様式 (第4条関係)

← 36.4センチメートル →

第 号

ふぐ処理師免許証

本籍地の都道府県名
氏名

年 月 日生

ふぐ取扱い条例第3条の規定により、ふぐ処理師の免許を与えます。
よって、同条例第4条第1項の規定により、この免許証を交付します。

年 月 日

高知県知事 印

↑ 25.7センチメートル ↓

第2号様式 (第4条関係)

← 36.4センチメートル →

第 号

ふぐ処理師免許証

本籍地の都道府県名
氏 名

年 月 日生

ふぐ取扱い条例 (昭和36年高知県条例第34号) によ
り、ふぐ処理師の免許を与えます。
よって、_____この免許証を交付します。

年 月 日

高知県知事 印

↑ 25.7センチメートル ↓

第3号様式（第5条関係）

高知県収入証紙貼り付け箇所

--

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
電話番号

ふぐ処理師免許証再交付申請書

ふぐ処理師免許証を損傷（亡失）しましたので、ふぐ取扱い条例第4条第2項の規定に基づきふぐ処理師免許証の再交付について、ふぐ取扱い条例施行規則第5条の規定により次のとおり申請します。

本籍地	
氏名	
生年月日	
免許証番号及び免許年月日	
再交付を申請する理由	損傷した ・ 亡失した

- 注 1 「再交付を申請する理由」欄は、該当するものを○で開んでください。
 2 ふぐ処理師免許証を損傷したときは、その免許証を添えてください。
 3 ふぐ処理師免許証を損傷し、又は亡失したときは、直ちに免許証の再交付を申請してください。

第3号様式（第5条関係）

高知県収入証紙
はり付け箇所

--

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名

ふぐ処理師免許証再交付申請書

免許証を亡失（損傷）したので再交付していただきたく、ふぐ取扱い条例施行規則第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

本 籍 地	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証番号及び免許年月日	
亡失（損傷）の理由	

第4号様式（第6条関係）

高知県収入証紙貼り付け箇所

高知県知事 様

年 月 日

申請者 住所
氏名
電話番号

ふぐ処理師免許証書換え交付申請書

本籍地の都道府県（氏名）を変更しましたので、ふぐ取扱い条例第4条第2項の規定に基づきふぐ処理師免許証の書換え交付について、ふぐ取扱い条例施行規則第6条の規定により次のとおり申請します。

旧本籍地	
新本籍地	
旧氏名	
新氏名	
生年月日	
免許証番号及び免許年月日	

注 1 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) ふぐ処理師免許証
- (2) 戸籍抄本

2 本籍地の都道府県又は氏名を変更した日から30日以内に免許証の書換え交付を申請してください。

第4号様式（第6条関係）

高知県収入証紙
はり付け箇所

高知県知事 様

年 月 日

申請者 住所
氏名

ふぐ処理師免許証書換え申請書

本籍（氏名）を変更したので免許証を書換え交付していただきたく、ふぐ取扱い条例施行規則第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

旧 本 籍 地	
旧 氏 名	
新 本 籍 地	
新 氏 名	
免許証番号及び免許年月日	

第5号様式（第10条関係）

高知県収入証紙貼り付け箇所

高知県知事 様

年 月 日

申込者 本籍地
住所
氏名

年 月 日生

電話番号

ふぐ処理師試験受験願書

年 月 日に実施されるふぐ処理師試験を受験したいので、ふぐ取扱い条例施行規則第10条の規定により申し込みます。

第5号様式（第10条関係）

高知県収入証紙
はり付け箇所

高知県知事 様

年 月 日

本籍地
住 所
氏 名

ふぐ処理師試験受験願書

年 月 日実施されるふぐ処理師試験を受けたいので、ふぐ取扱い条例施行規則第10条の規定により関係書類を添えて申請します。

注 写真（申込み前3月以内に、無帽で正面向きの上半身が無背景で撮影した名刺型のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚を添えてください。

第7号様式 (第13条関係)

12センチメートル

<p>第 号</p> <p>所属 職名 氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">ふぐ処理検査員証</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行 (発行日から1年間有効)</p>	<p>写真貼り付け箇所</p>
--	-----------------

8センチメートル

(裏面)

この証票を携帯する者は、ふぐ取扱い条例第14条第1項の規定による立入検査をする職権を有する者です。

ふぐ取扱い条例 (抜粋)
(立入検査)

第14条 知事は、ふぐによる食中毒の事故発生の防止のため必要があると認めるときは、その職員に、ふぐを処理し、又は加工する場所等に立ち入り、ふぐの処理の状況等を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(罰則)

第17条 略

2 第14条第1項の規定による職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

(罰則規定)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

第7号様式 (第13条関係)

12センチメートル

<p>第 号</p> <p>所属 氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">ふぐ処理検査員の証</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行 (1年間有効)</p>	<p>写真はり付け箇所</p>
---	-----------------

8センチメートル

(裏面)

この証票を携帯する者は、ふぐ取扱い条例により立入検査をする職権を有する者である。

ふぐ取扱い条例 (抜粋)
(立入検査)

第14条 知事は、ふぐによる食中毒の事故発生の防止のため必要があると認めるときは、その職員に、ふぐを処理し、又は加工する場所等に立ち入り、ふぐの処理の状況等を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(罰則)

第17条 略

2 第14条第1項の規定による職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

第8号様式（第14条関係）

年 月 日

高知県知事 様

営業者 住所
氏名
電話番号

ふぐ処理師異動等報告書

ふぐ処理師に異動（ふぐ処理師の免許を受けた営業者の営業をする場所に変更）がありましたので、ふぐ取扱い条例第15条第2項（第15条第3項において準用する同条第2項）の規定により下記のとおり報告します。

記

1. ふぐ処理師の異動の場合

ふぐ処理師氏名	ふぐ処理師免許証番号 及び免許年月日	雇用又は解雇の別	異動年月日

2. ふぐ処理師の免許を受けた営業者の営業をする場所の変更の場合

ふぐ処理師氏名	変更前及び変更後の営業をする場所	変更年月日

注 ふぐ処理師の異動又はふぐ処理師の免許を受けた営業者の営業をする場所の変更があった日から20日以内に報告してください。

第8号様式（第14条関係）

年 月 日

高知県知事 様

営業者 住所
氏名

ふぐ処理師異動報告書

ふぐ処理師に異動があったから、ふぐ取扱い条例施行規則第14条の規定により下記のとおり報告します。

記

ふぐ処理師の異動の場合

ふぐ処理師氏名	免許番号	雇用・解雇の別	異動年月日

営業場所の変更の場合

ふぐ処理師氏名	新旧営業所所在地	場所の変更年月日